

○文化施設等自動車駐車場条例

平成12年3月31日

条例第43号

改正 平成25年3月29日条例第9号

平成26年12月19日条例第55号

平成26年12月19日条例第69号

平成28年3月24日条例第36号

令和元年9月27日条例第18号

令和元年9月27日条例第20号

令和4年3月23日条例第20号

令和4年12月23日条例第44号

(設置)

第1条 豊中市立の文化施設，社会教育施設及び体育施設の来館者の利便を図るため，これらの施設に自動車駐車場（以下「文化施設等駐車場」という。）を設置する。

(名称，位置及び利用対象施設)

第2条 文化施設等駐車場の名称，位置及び利用対象施設は，次のとおりとする。

	名称	位置	利用対象施設
(1)	豊中市立文化芸術センター等駐車場	豊中市曾根東町3丁目36番1	豊中市立文化芸術センター 豊中市立中央公民館
(2)	豊中市立武道館ひびき等駐車場	豊中市服部西町4丁目44番1，44番3及び126番4	豊中市立武道館ひびき 豊中市立豊島体育館 豊中市立青少年交流文化館いぶき
(3)	豊中市立庄内体育館等駐車場	豊中市野田町2番2	豊中市立庄内体育館 豊中市立ローズ文化ホール

(駐車することができる自動車)

第3条 文化施設等駐車場に駐車することができる自動車は，道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車とし，その長さ，幅，高さ及び重量は，市規則で定める。

(文化施設等駐車場への入場制限)

第4条 前条に規定する自動車は次の各号のいずれかに該当する場合は、文化施設等駐車場に入場することができない。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定めるとき。

(禁止行為)

第5条 文化施設等駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 文化施設等駐車場の施設、設備その他の物件又は駐車中の他の自動車を汚損し、又は毀損すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化施設等駐車場の管理に関し市長が定める行為

(使用の休止)

第6条 市長は、文化施設等駐車場の補修その他特に必要があると認めるときは、文化施設等駐車場の全部又は一部の使用を休止することができる。

(損害賠償)

第7条 故意又は過失により、文化施設等駐車場の施設、設備その他の物件を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第8条 市長は、文化施設等駐車場の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により文化施設等駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 文化施設等駐車場の利用及びその制限に関する業務
- (2) 文化施設等駐車場の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第9条 市長は、文化施設等駐車場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、第2条の表(1)の

項に規定する文化施設等駐車場にあっては豊中市市民ホール等指定管理者選定評価委員会、同表(2)の項及び(3)の項に規定する文化施設等駐車場にあっては豊中市体育施設指定管理者選定評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(協定の締結)

第10条 指定管理者の指定を受けたものは、文化施設等駐車場の管理に関し、市長と協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、市規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(利用料金)

第12条 市長は、指定管理者に文化施設等駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、駐車時間が30分以内の場合は無料とし、30分を超える場合は30分を超える時間について30分までごとに100円の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(利用料金の納付及び返還)

第14条 利用者は、自動車を文化施設等駐車場から出場させる時に利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い、その全部または一部を返還することができる。

(指定の取消し等による損害)

第15条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生

じても、市はその責めを負わない。

(指定管理者の原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、文化施設等駐車場の施設、設備その他の物件を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者の損害賠償義務)

第17条 指定管理者は、故意又は過失により文化施設等駐車場の施設、設備その他の物件を滅失し、又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第18条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、その業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は文化施設等駐車場の管理目的以外の目的に利用してはならない。

(指定管理者の管理の基準)

第19条 文化施設等駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 入場及び出場時間は、文化施設等駐車場の利用形態、利用者の便宜等により市長の承認を得て定めること。
- (2) 文化施設等駐車場の管理に関し保有する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の漏えい、改ざん、滅失等の防止その他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じること。
- (3) 文化施設等駐車場の管理に関し保有する情報の公開について必要な措置を講じること。
- (4) その他法令、この条例、この条例に基づく市規則その他市長の定めるところに従い、文化施設等駐車場の管理を行うこと。

(指定等の告示)

第20条 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(管理状況の評価)

第21条 指定管理者は、その指定の期間において、文化施設等駐車場の管理状況について、第2条の表(1)の項に規定する文化施設等駐車場にあっては豊中市市民ホール等指定管理者選定評価委員会、同表(2)の項及び(3)の項に規定する文化施設等駐車場にあっては豊中市体育施設指定管理者選定評価委員会の評価を受けなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市規則で定める。

〔平成12年8月規則第71号により、平成12年9月1日から施行〕

附 則 (平成25年3月29日条例第9号)

この条例中第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は市規則で定める日から施行する。

〔平成25年9月規則第83号により、平成25年10月1日から施行〕

附 則 (平成26年12月19日条例第55号抄)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月19日条例第69号)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定 平成28年4月1日

(3) 第2条の規定 市規則で定める日

〔平成27年8月規則第104号により、平成28年11月1日から施行〕

2 第1条の規定による改正後の文化施設等自動車駐車場条例第7条第1項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、同条並びに同条例第8条及び第15条の規定の例により、第1条の規定の施行の日前においても行うことができる。

3 第2条の規定による改正後の文化施設等自動車駐車場条例第12条第1項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、同条並びに同条例第13条及び第20条の規定の例により、第2条の規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成28年3月24日条例第36号)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（令和元年 9 月 27 日条例第 18 号抄）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 略

（2） 第 3 条，附則第 4 項及び附則第 5 項の規定 令和元年 12 月 1 日

附 則（令和元年 9 月 27 日条例第 20 号抄）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 23 日条例第 20 号抄）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 23 日条例第 44 号抄）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。